

学校における働き方改革推進モデル校事業委託業務
公募型プロポーザルに関する質疑及び回答

	質疑内容	回答
1	企画提案書作成要領中「1 提出書類」－「企画提案書」の規格及び制限枚数が「A4 縦、20枚以内、片面印刷」とありますが、20枚の制限には表紙や目次等のページは含まれるのでしょうか。	表紙・裏紙と目次は含みません。
2	企画提案書作成要領中「6 企画提案のポイント」－「(4) 企画提案書に記述する内容」－「⑤ 業務実績について」－「ア 本業務と同種・類似業務の履行実績および成果」とありますが、都道府県庁や市町村役場における働き方改革や取組事例であっても提案可能でしょうか。	仕様書にも記載しているとおおり、本事業の目的は「学校における働き方改革の推進」です。そのため、学校の働き方改革に関する専門的な知見を有するコンサルティング業者を求めています。したがって、企画提案書には、学校を対象とした実績や成果を記載していただきたいです。
3	委託業務仕様書中「4 業務内容」－「(1) 働き方改革に関する事前講義」について、「働き方改革の必要性や先進的な他県学校の取組事例紹介などを行うこと。」とありますが、都道府県庁や市町村役場における働き方改革や取組事例であっても提案可能でしょうか。	本事業は「学校における働き方改革の推進」を目的としています。仕様書にもあるように、他県等の学校における取組事例を紹介していただきたいです。
4	委託業務仕様書中「4 業務内容」－「(5) その他」－「オ 各モデル校（小学校2校、中学校2校、高等学校1校）の選定は委託者が行う。」とありますが、現時点でモデル校が選定される時期の想定がありましたら、ご教示ください。	3月中の選定を予定しています。
5	様式5「会社の業務実績」の下段の注釈に「直近の業務を含め、過去3年以内に受託した本事業に類似した業務実績について記載」とありますが、具体的には令和4年4月1日から令和7年3月31日までの範囲を指すと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	学校を訪問する時間帯及び、訪問回数数の指定はありますでしょうか。	特に指定はありませんが、その都度モデル校と調整のうえで決定していただくこととなります。

	質疑内容	回答
7	<p>審査基準：「各モデル校での、取組成果を共有・活用するための資料の提案はできているか。・各モデル校の取組を県内公立学校で共有・活用し、県全体で学校の働き方改革を推進することができる取組の提案ができているか。」との表記がありますが、取組成果を共有・活用するための資料とはどのようなイメージでしょうか。</p>	<p>本委託業務の成果報告書や実績報告書には、各モデル校の成果が数値などで具体的に示されていることが望ましく、それによって他校の取組の参考となるマニュアル的な資料となることを期待しています。</p> <p>また、これらの資料の共有や成果報告会のオンデマンド視聴等を通じて、モデル校の取組が県内公立学校に広がっていくことを目指しています。</p>
8	<p>5校のモデル校はどのように選定されたのでしょうか。選定の基準や理由があれば教えてください。</p>	<p>現時点ではモデル校は未決定ですが、取組を県内で広く共有できるよう、西部（1校）・中部（3校）・東部（1校）から5校を選定する予定です。選定にあたっては、校種や学校規模も含め、バランスを考慮します。また、時間外在校等時間が多い学校であることも選定の理由の一つとしています。</p>
9	<p>作成要領：提出部数について、ペーパーレスを推進している関係で、副本10部の使い道についてご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>プロポーザル審査において、審査委員と事務局職員で使用します。</p> <p>ご指摘のとおり、ペーパーレス化は重要な取組であり、本県においても可能な限り推進しています。ただ、企画提案書に関しては、関係者が確認しやすいように紙での提出を求めています。特に、審査委員会の場で複数人が同時に閲覧する際や、メモを直接書き込む必要がある場合、紙のほうが適していると考えするためです。</p>
10	<p>作成要領6（4）企画提案書に記述する内容②自走する組織の構築と記載がありますが、自走している組織はどのような状態の組織をおっしゃっていますでしょうか（残業時間が減り続けている、ある一定の残業時間まで削減をできましたらその後は維持している等）</p>	<p>伴走支援を受ける中で、業務改善のノウハウを習得し、次年度以降は学校のみで業務改善を継続できる学校を指します。したがって、自走している組織を評価する尺度の一つとして、ご質問にもある「残業時間が減少し続けている」や「一定の残業時間まで削減でき、その後はその水準を維持している」などが挙げられると考えます。</p>
11	<p>作成要領6（4）企画提案書に記述する内容④取組成果を横展開するための取組について イ 各モデル校の取組成果を県内の学校に広く共有・活用させる効果的な取組について、共有され、活用する地域や学校と、共有されず活用しない地域や学校の特徴についてご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>取組成果が共有されず活用されない場合は、働き方改革の推進に向けて、教育委員会・管理職・教職員の意思疎通が不足し、方向性が一致していないことが考えられます。</p>

	質疑内容	回答
12	審査要領3(2)プレゼンテーションは、1社から複数名の参加でも良いでしょうか。	改めて詳細を送付しますが、複数名の参加は可能です。
13	作成要領：印刷は白黒・カラーの指定はありますでしょうか。	特に指定はしていません。
14	仕様書5実績報告(2)実績報告書には、お取組み様子のわかるお写真も挿入してよいでしょうか。枚数制限はございますか。	写真を挿入しても構いませんが、必ず学校や本人の許可を得たものをご使用ください。枚数に制限はありません。
15	モデル校では、各教員が外部インターネットにアクセス可能なPC端末が一人1台ずつあるでしょうか。また、そのPCではそれぞれのメールアドレスを所有しているでしょうか。	現在、モデル校は未定のため確認できませんが、基本的に各教員には外部インターネットにアクセス可能なPC端末が一人1台とメールアドレスが配布されています。
16	google workspace や microsoft office のようなビジネスアプリや学内チャットツールなど、モデル校で使用していると想定されるアプリやシステムがあれば教えていただきたいです。	「google workspace」は配布しているPC端末で使用できます。 チャットツールとしては、「Google Chat」の使用は可能です。
17	働き方改革に関する事前講義は、モデル校5校の教職員対象だが、これは全職員を対象(悉皆)とするでしょうか。	悉皆研修ではありませんが、基本的には、モデル校の全教職員を対象にしています。
18	成果報告会での専門家を受託後に正式決定することは可能でしょうか。 (提案時点で確定していなくてもよいかどうか、候補予定者がいる必要があるかどうか)	可能です。提案の時点では確定していなくても構いません。
19	県内でこれまで実施した教職員働き方改革の取り組みで、力を入れていることや、長期的に行っている施策などありますか。	「第3期教育等の振興に関する施策の大綱・第4期高知県教育振興基本計画」の施策で「学校におけるワークライフバランスを確保した働き方改革の推進」に取り組んでいます。詳細については、下記P172をご覧ください。 「 https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024032800399/file_contents/file_20244114193123_1.pdf 」 当課としては、若年教職員向けに、時間管理スキルの習得や職務内容の再認識を促す研修を実施し、意識改革を図っています。 また、全校種の管理職や働き方改革の推進役となる教職員がオンライン研修を受講し、学校全体の変革を推進する力を身につけ、各学校で課題解決に取り組むことで、組織の自走化を目指す研修を行いました。(ただし、このオンライン研修はR6年度まで)